

旭市消費生活センター 旭市二の5127 (旭市青年の家1階) 電話 0479-63-7272

くらしのセミナー「かんたん片づけポイント講座 ～自宅も実家も片づく整理収納のコツ～」を開催しました！

11月17日は(一社)実家片づけ整理協会代表理事の渡部亜矢さんを講師に、くらしのセミナーを開催しました。今回は、多くの人に関心を寄せている「片づけ」がテーマです。目指すのは「安心・安全・健康に暮らせる家」です。

実際に片づけた事例から、防災・防犯の視点でモノの置き場所や適切な量を考えて、いざという時に身の安全が守れることが大切というお話。

実家の片づけは、戦争当時の物不足を経験した親世代の気持ちを大事にして、コミュニケーションを取りながら一緒に片づけていくのだそうです。「日頃から親との会話があればオレオレ詐欺には遭いません。」と渡部さん。

片づけは自分の気持ちと向き合いながらモノを整理していくというとても奥が深いお話でした。受講者同士が片づけの悩みを話し合う時間もあり、大いに盛り上がりました。



実家の片づけや空き家問題に精通している講師の渡部亜矢さん。メディアにも多く登場しています。



渡部さんから「ひとりで片づけられないときは専門家への相談してみましよう。」

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127 (旭市青年の家1階)

月曜日～金曜日(平日) 午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019

こんな相談がありました **NO. 26** ～モバイルデータ通信契約のトラブル～

Q

ショッピングモールの特設ブースで営業していたインターネット業者から「今、Wi-Fiを契約するとタブレットかパソコンがついてくる」と勧誘されたため、端末はプレゼントだと思いタブレットを選び契約した。自宅に戻り早速使おうとしたがタブレットの充電ができなかったため、事業者に問合せしたが連絡がつかず何度も連絡した末、1ヶ月後にやっと連絡がついた。状況を説明すると「契約から時間が経っているので修理は有料、解約するならば解約料108,000円がかかる」と言われた。また、プレゼントだと思っていたタブレットも分割支払いになっており、月々の料金に含まれていた。一度も使えなかったタブレットなのに料金を支払わなければならないのか。

A

相談者にセンターに契約時の書類を持参していただき、内容を確認したところWi-Fiとタブレットの両方を契約していた。事業者は勧誘時に契約に有利な話のみをする場合もあるため、事業者の説明だけをうのみにせず、契約内容については書面をよく確認してから契約するよう助言した。また、相談時に契約後5ヶ月が経過していたため、改正電気通信事業法による「初期契約解除制度」（下記参照）を利用することができなかった。しかし、端末も使用開始時より不具合があるなど、事業者の対応にも疑問があり解約についての交渉を行うため、再度詳細な資料等を確認したい旨を相談者に伝えた。

Check! 平成28年5月21日改正電気通信事業法が施行されました

改正のポイント

- ①初期契約解除制度……契約書面の受領日を初日とした8日が経過するまでの間は契約先である電気通信事業者の合意なく、消費者の申し出により電気通信サービスを契約解除できる制度です。
- ②確認措置……電波のつながり具合が不十分な場合と事業者による説明等が不十分な場合は、消費者の申し出により、携帯電話等の端末も含めて電気通信サービスが違約金なしで契約解除できます。消費者は端末費用を負担する必要はありません。申し出が可能な期間は最低8日で事業者が定めます。

☆同様の相談が非常に増えています。契約前に内容をしっかり確認しましょう。

☆契約に疑問を感じたときは、すぐに事業者へ申し出ましょう。

☆上記 Check の①と②の制度には諸条件がありますので、早期に消費生活センターにご相談ください。